

告 示

埼玉県告示第千八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
　　フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社ベルク 午前八時から翌午前〇時

フジパンストアーブルタ 株式会社 午前八時から翌午前〇時
株式会社ファーストリティリング 午前六時から午後十時

株式会社大創産業 午前十時から午後八時

株式会社マツモトキヨシ 午前九時から午後九時
(変更後)

株式会社ベルク 午前八時から翌午前〇時

フジパンストアーブルタ 株式会社 午前八時から翌午前〇時

株式会社ファーストリティリング 午前六時から午後十時

株式会社大創産業 午前九時から午後十時

株式会社マツモトキヨシ 午前九時から午後十一時

ハ 変更年月日

令和三年九月二十八日

二 届出年月日

令和三年九月十三日

三 縦覧期間

令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

ロ 意見書提出期間
令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課